

第1回境町学校のあり方検討委員会資料

境町学校のあり方検討委員会

目 次

1	境町学校のあり方検討委員会設置要綱について・・・・・・・・	1
2	境町学校のあり方検討委員会の概要について・・・・・・・・	3
	(1) 検討委員会の提言項目	
	(2) 検討委員会の協議スケジュール	
	(3) 検討委員会の会議の公開方法	
3	学校の適正規模・適正配置の考え方について・・・・・・・・	5
	(1) 適正規模	
	(2) 適正配置	
4	境町の児童生徒数の現状と将来推計について・・・・・・・・	6
	(1) 児童生徒数の推移	
	(2) 児童生徒数の将来推計	
5	小中学校の位置及び通学区域図について・・・・・・・・	8
6	その他	
	(1) 学校の規模・配置等に関するアンケート調査・・・	9
	(2) 境町の学校施設の状況	
	(3) 第2回検討委員会の日程	

1. 境町学校のあり方検討委員会設置要綱について

境町学校のあり方検討委員会設置要綱

令和3年4月28日教委告示第1号

(設置)

第1条 町における児童生徒数の推移を踏まえ、境町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、境町学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、境町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 町議会を代表する者
- (4) 学校・園の校長・園長を代表する者
- (5) 保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 境町学校のあり方検討委員会の概要について

(1) 検討委員会の提言項目

本町における児童生徒数は、1984年度（昭和59年度）のピークから、長期的な少子化の影響により、令和3年現在で約42%にまで減少しており、学校数は7校と変動は無いことから小中学校の小規模化が進んでいます。また、今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、学校規模の維持はますます困難になることが予想されます。

現在、それぞれの学校では、保護者や地域の方々の協力を得ながら、教育効果が上がるよう、様々な工夫や取組を行っていますが、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響や教職員の配置の問題、学校行事の縮小等、次第に小規模化に伴う課題の方が大きくなることが懸念されます。

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させるためには、小中学校は一定の集団規模を確保することが必要であります。

また、全国的に研究や取組が進められている小中一貫教育や義務教育学校についても見解を深め、本町の教育に効果的に取り入れていく必要があると考えられます。

さらに、校舎や体育館等の学校施設においては、その多くは昭和50年前後に建設されており、老朽化が進行しています。本町ではこれら学校施設の耐震補強や大規模改修工事に取り組んでいます。今後は施設の安全と機能の維持向上に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

これらのことから、義務教育9年間を通し、子どもたちが自ら夢や目標を持ち、生きる力を育むことができる持続可能な学校環境づくりを目指し、「境町立小中学校の今後のあり方に関する基本方針」について境町学校のあり方検討委員会に提言を求めるものです。

○ 提言項目

- 1 本町や地域の状況を踏まえた町立小中学校の規模・配置の適正化に関する基本的な考え方に関すること
- 2 町立小中学校の規模・配置の適正化のための具体的な方策と魅力ある学校づくりに関すること

(2) 検討委員会の協議スケジュール

検討委員会は、6回の開催を予定しており、今年度末に教育委員会への提言を予定しています。

会 議	開催日	内 容
	6月～7月	学校のあり方に関するアンケート
第1回	7月	委員委嘱及び役員選出 検討委員会提言項目について 協議スケジュールについて 境町学校の現状について
第2回	8月	アンケート分析 課題の整理（適正規模・適正配置）
第3回	9月～10月	課題の整理（適正規模・適正配置） 規模・配置の適正化に関する基本的な考え方の検討
第4回	11月～12月	規模・配置の適正化のための具体的な方策と 魅力ある学校づくりの検討（先進校視察）
第5回	1月～2月	「境町学校のあり方」の提言（案）の検討
第6回	3月	「境町学校のあり方」の提言の決定

(3) 検討委員会の会議の公開方法

当委員会の会議は、委員相互の自由闊達な発言環境を考慮して原則非公開とし、会議資料及び議事録等について、町ホームページ等に掲載することにより公開します。

議事録については、主な発言内容について発言者名を除いて記載する形で、読みやすいよう内容を整理し、各委員の皆様を確認をしたうえで、掲載します。

3. 学校の適正規模・適正配置の考え方について

(1) 適正規模

○適正規模とは

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけていくための学校環境の目安であり、1校あたりの学級数や1学級あたりの人数をいいます。

○国が示す学校規模

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、この標準は、「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない」と示されています。

- 小学校の標準学級数：12 学級～18 学級

【学校教育法施行規則第 41 条】

- 中学校の標準学級数：12 学級～18 学級

【学校教育法施行規則第 79 条】

○県の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい

- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

(公立小・中学校の適正規模について(指針)より(茨城県教育委員会平成 20 年 4 月策定))

(2) 適正配置

○適正配置とは

適正規模を踏まえ、児童生徒にとっての望ましい教育環境を確保するための、学校統合や通学条件などをいいます。

○国の標準

公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定められています。

通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6km以内であること

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号】

4. 境町の児童生徒数の現状と将来推計について

(1) 児童生徒数の推移

児童生徒数及び学級数の状況をみると、小中学校の児童生徒数は、長期的に減少傾向が続いており、40年前との比較では、小学校で44%、中学校で51%にまで減少してきています。

学級数についても、小学校で60%、中学校で58%にまで減少してきており、全学年単学級あるいは学年によって単学級となる学校が出てきています。

小学校	S56	H3	H13	H23	R3
境小学校	1,091(27)	733(21)	608(19)	571(18)	492(16)
長田小学校	532(15)	451(13)	329(12)	312(12)	274(10)
猿島小学校	473(13)	444(13)	305(11)	216(8)	191(7)
森戸小学校	426(12)	431(13)	311(12)	249(10)	178(7)
静小学校	285(10)	265(9)	193(6)	144(6)	98(6)
合 計	2,807(77)	2,324(69)	1,746(60)	1,492(54)	1,233(46)
1学級平均人数	36.5	33.7	29.1	27.6	26.8

中学校	S56	H3	H13	H23	R3
境第一中学校	791(20)	810(22)	571(16)	529(14)	386(12)
境第二中学校	383(11)	468(13)	348(10)	259(8)	207(6)
合 計	1,174(31)	1,278(35)	919(26)	788(22)	593(18)
1学級平均人数	37.8	36.5	35.3	35.8	32.9

※児童生徒数は、各年5月1日現在の人数

※()内は、学級数で特別支援学級数は除く数

(2) 児童生徒の将来推計

小学校児童数は、推移として増減はありますが、傾向としては今後も現時点よりは減少が見込まれます。

中学校生徒数については、令和9年度までは現時点より減少しないと見込まれる学校がありますが、令和10年以降に入学する出生数からみた小学校入学予定者数が減少傾向にありますので、その影響を受けた生徒数で推移するものと見込まれます。

○小学校入学予定者数（出生数から算定）

小学校	R3 (実数)	R4	R5	R6	R7	R8	R9
境小学校	83	64	74	67	78	79	62
長田小学校	39	61	48	49	40	59	33
猿島小学校	27	30	33	26	29	11	18
森戸小学校	24	23	26	22	23	14	20
静小学校	19	16	23	16	9	10	9
合計	192	194	204	180	179	173	142

○中学校入学予定者数（小学校在籍児童数より）

中学校	R3 (実数)	R4	R5	R6	R7	R8	R9
境第一中学校	131	130	149	147	148	149	141
境第二中学校	78	61	60	69	58	70	51
合計	209	191	209	216	206	219	192

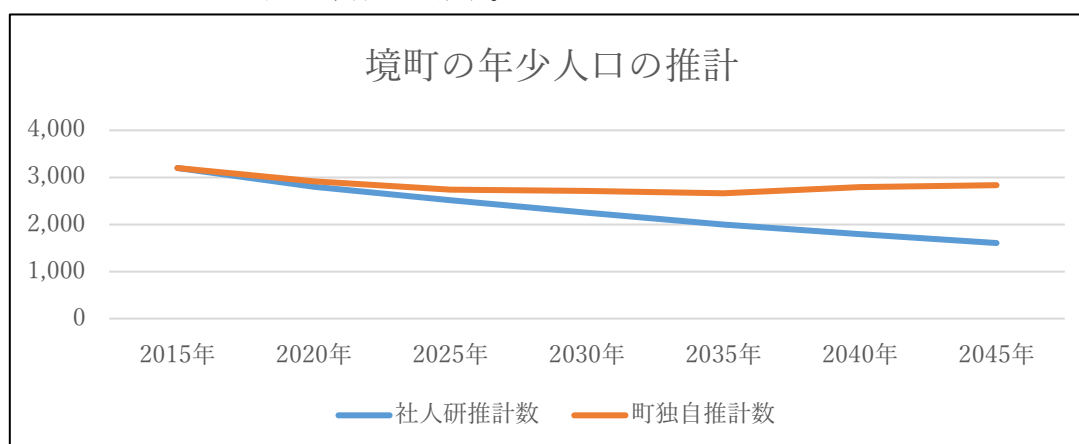
(参考) 境町の年少人口（0～14歳）推計

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
社人研推計数	3,199	2,799	2,513	2,252	1,998	1,796	1,605
町独自推計数	3,199	2,913	2,741	2,711	2,662	2,795	2,837

境町人口ビジョン（令和2年3月改定）より

※社人研推計数：国立社会保障・人口問題研究所による推計数

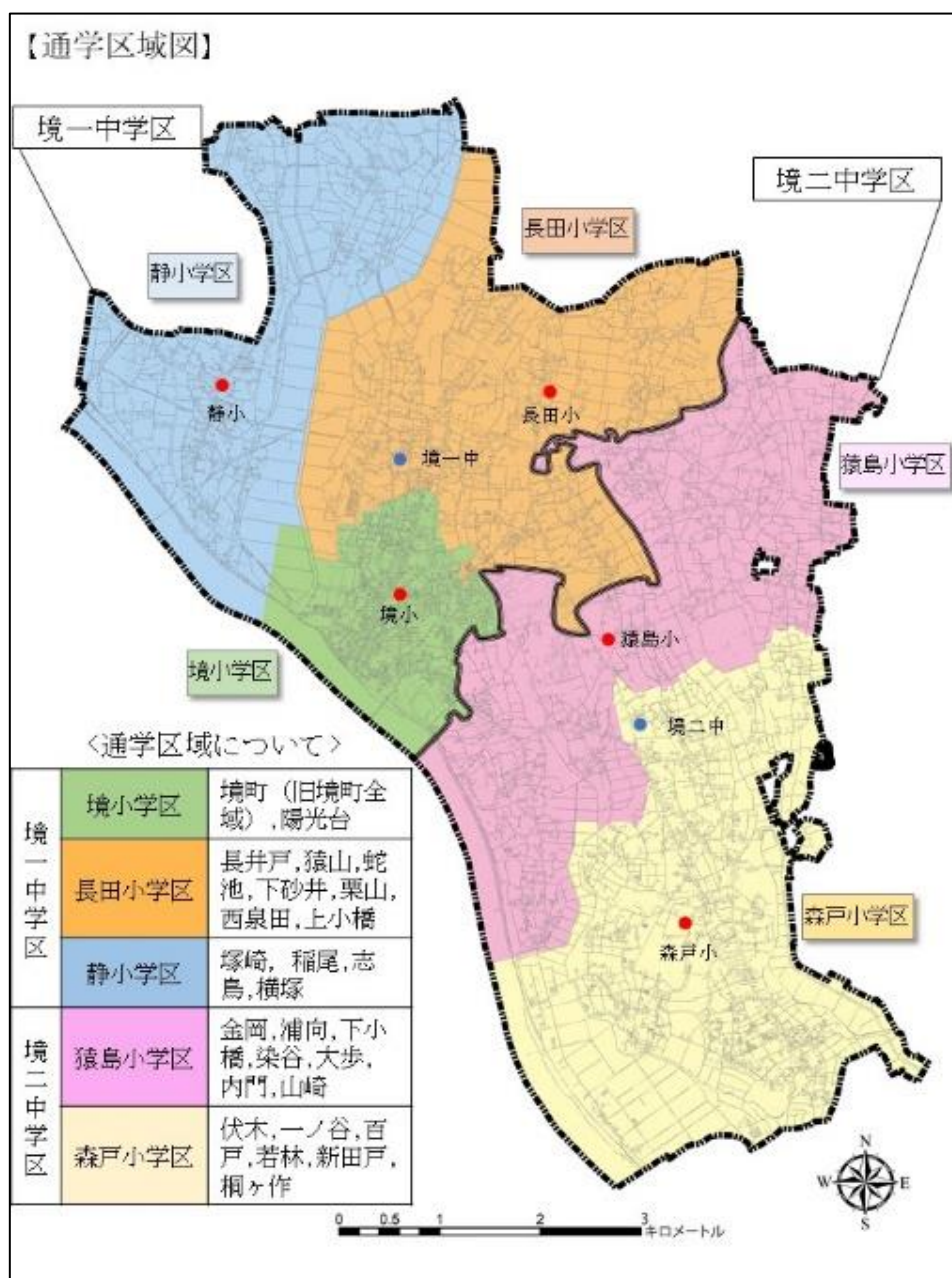
※町独自推計数：境町は、合計特殊出生率の向上と社会増減数の改善を実現することで、人口確保を目指す。



5. 小中学校の位置及び通学区域図について

小学校区は、境小学区・長田小学区・猿島小学区・森戸小学区・静小学区の5つの学区に分けられ、中学校区は、境第一中学校区・境第二中学校区の2つの学区に分けられます。

また、旧分校があった地域（猿島小学校及び静小学校）では、約40年、スクールバス通学を実施しており、さらには、令和2年4月よりスクールバス事業を拡大し、新たに森戸小学校がスクールバス通学の対象となりました。現在では、猿島小学校・森戸小学校・静小学校の各小学校を中心に半径2km以上の地域の児童をスクールバス通学の対象とし、対象学年についても、これまでの1年生から3年生まででしたが、全学年対象へ拡充しています。



6. その他

(1) 学校の規模・配置等に関するアンケート調査

○調査の目的

学校のあり方に関わる町民等の意識を明らかにし、境町学校のあり方検討委員会において、町内小中学校の今後の方向性をまとめるための基礎資料とすることを目的としています。

○調査対象者

保護者：町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者

一般町民：20歳以上の町民（町立小中学校の保護者を除く）1,000件

教職員：町立小中学校に勤務する常勤職員

児童生徒：町立小学校6年生の児童及び町立中学校3年生の生徒

○実施方法

教職員、保護者及び児童生徒については、各学校経由で配布・回収

一般町民については、郵便による配布・回収

○調査期間

教職員、保護者及び児童生徒 令和3年7月1日（木）から7月14日（水）

一般町民 令和3年7月12日（月）から7月28日（水）

○調査項目

	設問	保護者	一般町民	教職員等	児童生徒
属性	性別	○	○	○	○
	年代	○	○	○	
	居住年数（教職員は勤続年数）	○	○	○	
	通学する学校（居住地小学校区）	○	○		○
	勤務する学校種			○	
将来像	望む子どもの将来像	○	○	○	
	学校の役割	○	○	○	
学校規模	学校の児童生徒数	○	○	○	
	望ましい1学級あたりの児童生徒数 その理由	○	○	○	○
規模	望ましい1学年あたりの学級数	○	○	○	○
	その理由				

学校 配置 等	実際の通学方法・時間				○
	通学可能な通学時間	○	○	○	
	統合等の対応策	○	○	○	
	統合の際、小中一貫校の可能性	○	○	○	
	統合等検討の際、重要視するもの	○	○	○	

※第2回（8月）の検討委員会に向けて、集計及び分析をする予定です。

（2）境町の学校施設の状況

校舎や体育館等の学校施設においては、その多くは昭和50年前後に建設されており、老朽化が進行しています。本町ではこれら学校施設の耐震補強や大規模改修工事に取り組んでいますが、今後は施設の安全と機能の維持向上に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

このため、学校施設の改修及び維持管理にかかる総費用の縮減、予算の平準化を図りつつ、今後の学校施設に求められる機能、性能を確保することを目的として、整備内容、時期、費用等を示す「境町学校施設長寿命化計画」を令和3年3月に策定しました。

この計画の中で、改修等の具体的な事業計画の検討を行う際には、学校の適正規模・適正配置の検討も踏まえることとしています。

	建物名	建築年度	築年数	備考
境小学校	校舎1	S42	53年	R2 大改
	校舎2	S50	45年	
長田小学校	校舎	H23	9年	
猿島小学校	校舎	S53	42年	H23 大改
森戸小学校	校舎1	S53	42年	H23 大改
	校舎2	S53	42年	
静小学校	校舎1	S47	48年	
	校舎2	S55	40年	
境第一中学校	校舎1	S54	41年	H24 大改
	校舎2	H19	13年	
境第二中学校	校舎1	H2	30年	
	校舎2	H7	25年	
	校舎3	H15	17年	

(3) 第2回検討委員会の日程

(案) 令和3年8月24日(火) 午後3時00分 ~